



# 新しい『営業届出』の手続方法




令和3年6月1日から、許可の**対象となっていない営業**でも、原則、**食品衛生責任者**を定め、営業内容の**届出**が必要となります

## 届出の対象者

許可対象となっていない**原則、全ての販売業、製造・加工業等（集団給食施設（調理業務委託なし）を含む）**（ただし、届出不要業種を除く）

○**届出不要業種**（以下の業種は届出不要です）

<p>公衆衛生に与える影響が少ない営業等</p>	<p>食品等の輸入業 食品等の貯蔵又は運搬のみをする営業（ただし、冷凍・冷蔵倉庫業は届出対象） 容器包装に入れられ、又は包まれた食品等のうち常温保存可能なものの販売業 合成樹脂以外の原材料が使用された器具又は容器包装の製造業 器具又は容器包装の輸入又は販売業 集団給食施設（調理業務委託なし）（1回の提供食数が20食程度未満のもの）</p>
<p>農家（生産者）、漁業者等が行う採取業</p>	<p>採取業の範囲は、奈良市ホームページ「食品衛生法改正について」（採取業の範囲）をご覧ください</p> <div style="text-align: right;">  </div>
<p>（参考） 営業許可業種 ※ 許可が必要です</p>	<p><b>調理業</b>（飲食店等）、<b>製造業</b>（菓子、アイスクリーム類、乳製品、清涼飲料水、食肉製品、水産製品、氷雪、液卵、食用油脂、みそ又はしょうゆ、酒類、豆腐、納豆、麺類、そうざい、冷凍食品、漬物、密封包装食品（※）、添加物等）、<b>加工をともなう販売業</b>（食肉、魚介類）、<b>処理業</b>（乳、食肉）、食品の小分け業等 ※ 密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰等の容器包装に密封された食品）であって、常温で保存可能なものを製造する営業のこと（ただし、食酢、はちみつを除く）</p>

検索

注）改正前の旧制度により、現在までに保健所に営業（給食開始）報告書の届出をしている施設についても、新制度による『営業届出』は必要となります

## 届出の方法

どなたが

（改正法の施行日の令和3年6月1日より前から）  
すでに届出の対象となる業種を営んでいる方

いつ

令和3年**11月末**までに

改正法の施行日の**令和3年6月1日より前**においても、**届出可能**  
この場合、施行日の令和3年6月1日に届出をしたものとみなします

どのように

原則、**パソコン（インターネット）、スマートフォン**  
**で届出（無料）（注）**をして下さい

奈良市ホームページ「**食品衛生申請等システム**」から入力

システムに入るにはコチラから

検索



注1）受付体制の関係により、届出内容を確認した旨の通知が遅くなることがあります

注2）スマートフォンによる届出は、令和3年4月（予定）からの受付開始となります

インターネットが利用できない方は、窓口での受付（令和3年4月受付開始）となりますが、混雑のおそれがありますので、**事前に保健所 保健衛生課にご連絡**下さい

# 届出の内容

## 1 届出者の氏名、生年月日及び住所等

法人の場合、**法人番号（お間違いのないようにお願いします）**、法人名、代表者氏名及び法人所在地等

## 2 施設の所在地（注）及び屋号等

注）自動車営業の場合、当該自動車の自動車登録番号

## 3 営業の形態及び主として取り扱う食品等に関する情報

下記の業種から、該当するものを選択

※ **製造・加工業は許可を要する場合があるので、事前に保健所 保健衛生課にご相談下さい**



区分	業種		
旧許可業種であった営業	① 魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	② 食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	③ 乳類販売業
	④ 氷雪販売業	⑤ コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	
販売業	⑥ 弁当販売業	⑦ 野菜果物販売業	⑧ 米穀類販売業
	⑨ 通信販売・訪問販売による販売業	⑩ コンビニエンスストア	⑪ 百貨店、総合スーパー
	⑫ 自動販売機による販売業（⑤及び許可対象となる自動販売機を除く）	⑬ その他の食料・飲料販売業	
製造・加工業	⑭ 添加物製造・加工業（法定規格のある添加物の製造（許可対象）を除く）	⑮ いわゆる健康食品の製造・加工業	⑯ コーヒー製造・加工業（飲料の製造（許可対象）を除く）
	⑰ 農産保存食料品製造・加工業	⑱ 調味料製造・加工業	⑲ 糖類製造・加工業
	⑳ 精穀・製粉業	㉑ 製茶業	㉒ 海藻製造・加工業
	㉓ 卵選別包装業	㉔ その他の食料品製造・加工業	
上記以外のもの	㉕ 行商	㉖ 集団給食施設	㉗ 合成樹脂の器具又は容器包装の製造・加工業
	㉘ 露店、仮設店舗等の飲食の提供のうち、営業とみなされないもの（任意届出）	㉙ その他	

## 4 食品衛生責任者の情報（合成樹脂の器具・容器包装の製造業を除く）

食品衛生責任者の**氏名、資格、受講した講習会（協会名等）、受講年月日**

### 食品衛生責任者の資格・要件

（次のいずれかに該当する方が責任者になることができます）



県内の講習会の開催予定・申し込みは、**奈良県食品衛生協会ホームページ（講習案内）**をご覧ください

- |   |                         |
|---|-------------------------|
| 1 | 食品衛生管理者等の資格要件を満たす方      |
| 2 | 調理師、製菓衛生師、栄養士等の資格をお持ちの方 |
| 3 | 食品衛生責任者養成講習会を受講した方      |



### 直近の市内の開催予定

5月12日（水）  
7月8日（木）

※事前の申し込みが必要です

責任者の情報は  
こちらから

検索

奈良市 食品衛生責任者

講習会受講前の場合、**受講予定者の氏名のみ**を記載し、届出をしても構いませんが、**受講後に、変更の届出（設置した責任者の情報の追加）**をして下さい

営業届出の届出後、内容に変更があったとき、廃業したときは、新たに、変更、廃止の届出をして下さい  
※オンラインで届出した場合、変更、廃止の手続きもオンラインでできます